

1-1

危険な体質を維持しつつ、 組織拡大に努めるオウム真理教

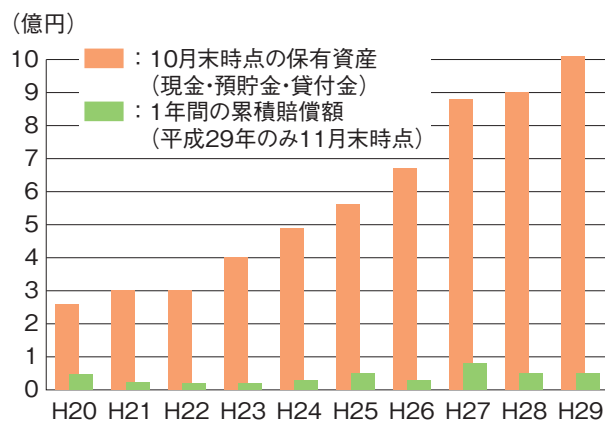
▶▶▶ 信徒総数は横ばいなるも、資産は10億円超を報告

オウム真理教（教団）は、依然として、地下鉄サリン事件等の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫を絶対的帰依の対象とし、同人の影響下にあるなど危険な体質を維持しつつ、「Aleph」（アレフ）の名称を用いる集団及び「Aleph」と一定の距離を置いて活動する「山田らの集団」（注）（主流派）並びに「ひかりの輪」の名称を用いる集団（上祐派）を中心に活動しており、国内では約1,650人、ロシア国内では約460人の信徒を擁している。

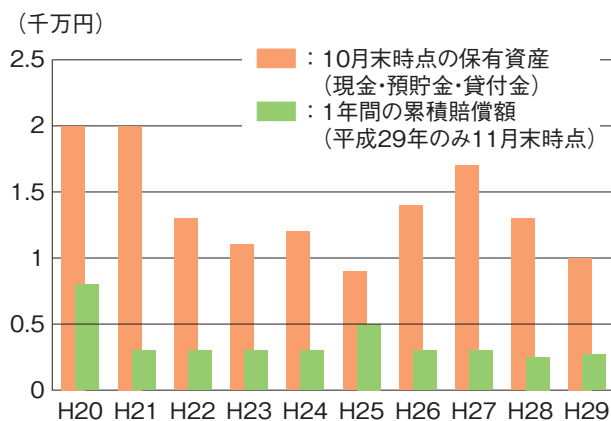
また、教団は、在家信徒を対象とした「集中セミナー」など、各種イベントの開催を通じて、多数の在家信徒から参加費や布施などの資金を継続的に獲得した一方で、松本・地下鉄両サリン事件等の被害者・遺族への賠償金に充てるための支払額が、約5,400万円（1月から11月までの累計）にとどまり、施設購入などの大きな支出もなかった。その結果、教団の資産（現金・預貯金・貸付金）については、10月末時点における総額が10億円を超えた。

（注）自ら固有の名称を用いていないため、幹部信徒の氏名を踏まえて呼称したもの。

■主流派の保有資産と累積賠償額



■上祐派の保有資産と累積賠償額



▶▶▶ 観察処分を適正かつ厳格に実施

公安調査庁は、団体規制法第7条第2項に基づき、公安調査官延べ約570人を動員し、14都道府県下延べ30か所の教団施設に対して立入検査を行った（11月末現在）。

その結果、主流派の施設においては、麻原の肖像写真を掲げた祭壇を設置し、同人の説法を収録した教材等を多数保管していること、「山田らの集団」が、都内の建物

を首都圏の活動拠点（武蔵野施設）として在家信徒の指導・教化に使用していること、上祐派の施設においても、麻原と関係のある仏画等を掲げていることなどをそれぞれ確認した。

こうした中、公安調査庁が、横浜施設（神奈川）に対する立入検査に際し、団体規制法第39条違反（検査忌避）の疑いがあるとして信徒2人を告発していた事件について、横浜地裁は、信徒1人に対して罰金刑（50万円）を言い渡した（3月）。

また、公安調査庁は、平成29年（2017年）中、3か月ごと4回にわたり、教団から組織や活動の現状に関する報告を徴取し、これ



立入検査（9月，京都）

らの報告や立入検査の結果等によって得られた情報について、1都3県17市区に対し、延べ40回にわたって提供した。

▶▶▶ 公安調査庁が公安審査委員会に更新請求書(6回目)を提出

公安調査庁長官は、こうした教団の実態を踏まえ、教団は、依然として松本・地下鉄両サリン事件の首謀者であった麻原がその活動に影響力を有していることや、殺人を勧める綱領を保持するなど、その危険な本質に変わりはない上、閉鎖的・欺まんの体質を保持しており、引き続き、その活動状況を継続して明らかにする必要があることから、11月20日、公安審査委員会に対し、「Aleph」、 「ひかりの輪」とともに「山田ら

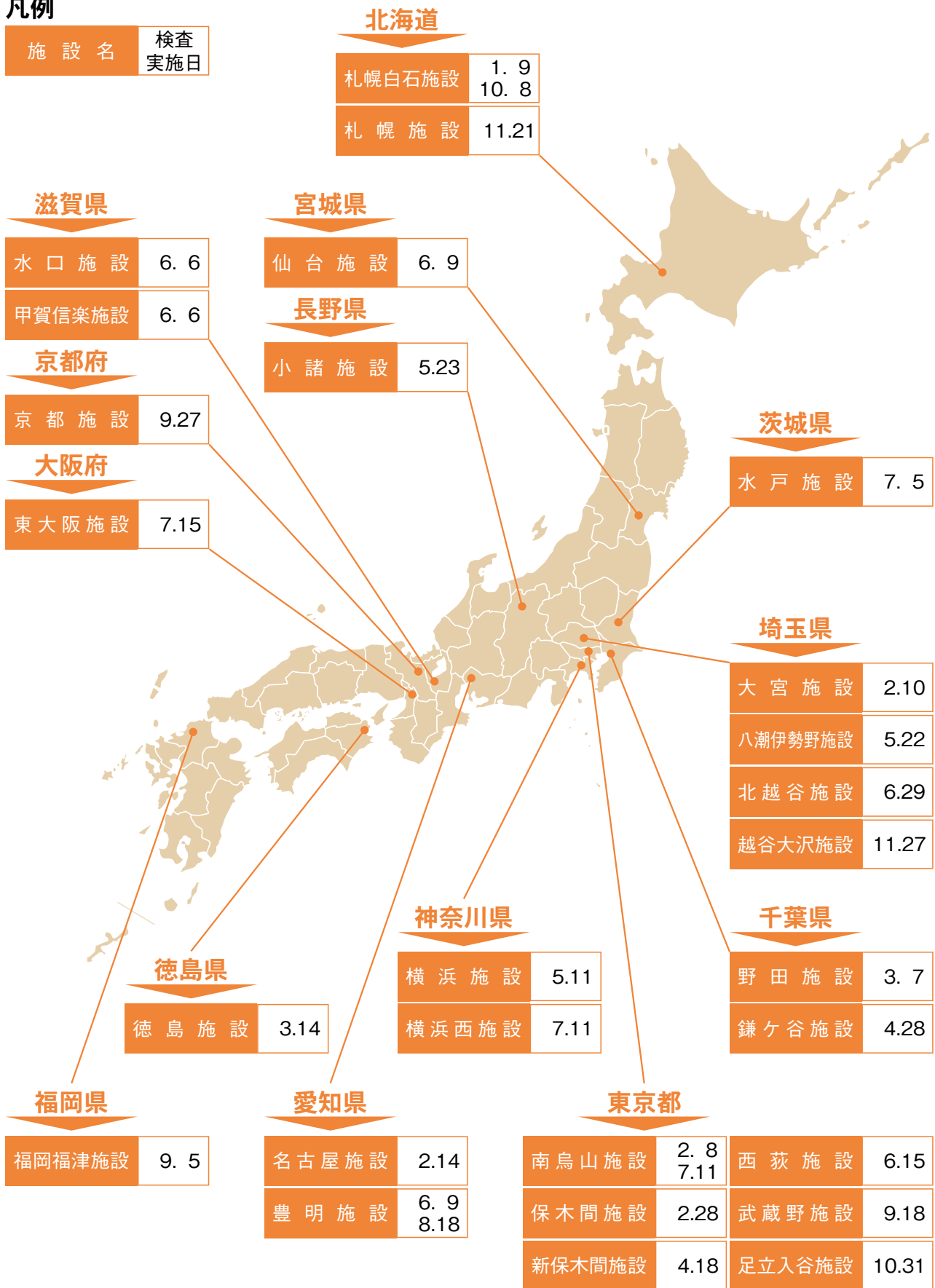
の集団」を含む教団について、観察処分の期間を3年間更新する請求（6回目）を行った。

なお、「Aleph」及び「ひかりの輪」が国を相手取って提起した観察処分の期間更新決定（5回目）取消請求訴訟では、第一審判決（9月）において、「ひかりの輪」の主張が認められたことから、国はこれを不服として10月6日付けで控訴した。

■ 立入検査実施施設 (平成29年1月～11月末実施分)

凡例

施設名	検査実施日
-----	-------



1-2 “麻原絶対”を徹底し、組織拡大を図る主流派

▶▶▶ 麻原に対する絶対的帰依を扶植する指導を徹底

主流派は、例年どおり、在家信徒を対象とした「集中セミナー」や麻原の誕生日を祝う「生誕祭」などの各種イベントを通じて、麻原に対する絶対的帰依を扶植する指導を継続した。

年3回の「集中セミナー」（1月、5月、9月）では、在家信徒に対して、麻原の説法映像を視聴させるとともに、麻原への帰依を唱えながら身体を床に投げ出しては起き上がることを繰り返す修行（立位礼拝）を繰り返して実施させた。また、麻原の「生誕祭」（3月）においては、全国の教団施設に800人以上の信徒を集め、幹部信徒が麻原の偉大性を強調する説法を行った。

さらに、「オウム神仙の会」を「オウム真理教」に改称してから30年目となったことから、「真理の教団開設30周年記念式典」を札幌白石施設で開催し（10月）、教団の「歴史」を振り返る映像を視聴させたり、幹部信徒が、「グルの意思である、日本人の心の浄化に貢献することを前提に、頑張っていたらいい」などと麻原の教えを伝え広めることの重要性を強調する説法を行い、この模様を全国の教団施設にも同時配信した。

また、主流派は、これまでと同様、麻原



札幌白石施設における立入検査で確認した祭壇（10月）の説く「衆生救済」を実現するための重要な取組と位置付ける勧誘活動を、全国で組織的に行った。具体的には、宗教色を感じさせない形で、ヨーガ、占いなどの各種イベントを開催し、ヨーガや精神世界に興味を示した者を、教団名を秘匿したヨーガ教室や勉強会に誘導後、勧誘対象者との人間関係を構築しながら、一般的なヨーガ理論に加え、地下鉄サリン事件等の一連の凶悪事件への教団の関与を否定する陰謀論を説いたり、麻原の名前を明示せず、同人が説いた教えの重要性を扶植したりするなど、教団への抵抗感を低減させた上で入会させた。こうした取組の結果、平成29年（2017年）中、100人を超える新規信徒を獲得した。

▶▶▶ 麻原子息の復帰問題に端を発する内部対立が沈静化の様相

主流派においては、平成25年（2013年）10月以降、麻原の二男を教団の活動に復帰させることを画策した麻原の妻らと、これに反対した麻原の三女らの動きに端を発し、幹部信徒らの間で内部対立が起り、

「Aleph」の意思決定機関である合同会議は、平成26年（2014年）5月から平成29年（2017年）にかけて、麻原の三女に同調した幹部信徒らを相次いで「除名処分」や「会員資格一時停止処分」などに付すとともに、

合同会議の処分に関し反発する幹部信徒も同様に処分した。こうした処分を受けた者たちの中には、「山田らの集団」のように、「Aleph」と一定の距離を置いて麻原に対する絶対的帰依を堅持して活動する者らも確認された。

現在、内部対立は沈静化の様相を呈し、合同会議による組織運営の安定化が図られたが、相次ぐ処分に不満を持つ信徒が依然

として残っていることから、対立が再燃する可能性は否定できない。

また、主流派は、麻原の二男の誕生日に際し、複数の施設に250人以上の信徒を集め、「生誕祭」を開催する（3月）などして、引き続き、麻原の二男の復帰に向けた気運の醸成に努めた。

1-3 引き続き観察処分逃れに取り組む上祐派

観察処分逃れを企図する取組を継続

上祐派は、「ひかりの輪」設立後も一貫して、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う“麻原隠し”の取組を推進してきたところ、「ひかりの輪の広場」と題するブログを開設し（1月）、「イベントに参加している人たちの声」として「ひかりの輪」の安全性を強調したり、上祐史浩の「講話会」を賞賛する記事を掲載したりしたほ

か、上祐が各種トークイベント等に出演し、麻原からの「脱却」を強調するなどした。

また、松本・地下鉄両サリン事件の発生日には、ウェブサイト上に、事件を謝罪する旨のコメントを掲載したが（3月、6月）、上祐派の信徒は事件に直接関与していないことも併せて記載するなど、両サリン事件の直接的な責任を回避する姿勢を示した。

依然として麻原の影響下にある実態に変化なし

上祐派は、例年どおり、在家信徒に対して、年3回の「集中セミナー」（1月、5月、8月）を実施したほか、上祐が週末ごとに各地の施設において説法を行った。

また、上祐派は、観察処分を免れるために種々の取組を実施してきたものの、依然として、麻原と関係のある仏画を施設内に掲示している上、麻原と縁のある地などを訪問する「聖地巡り」では、ナーディー（体内にあるとされるエネルギーが通る管）を浄化するとして、50度近い湯に浸かる修行をしたりするなど、オウム真理教で行われ



「聖地巡り」における瞑想儀式（6月）

ていた危険な修行に類似する修行を実施した。

COLUMN

オウム真理教がじゃっ起した凶悪事件の数々

オウム真理教は、昭和62年（1987年）7月に「オウム神仙の会」から改称後、折からのオカルトブームに乗じて組織を拡大させ、麻原は、昭和63年（1988年）頃から、自身を頂点とし、オウム真理教の教えによる「理想郷」の実現を目指すようになった。


こうした中、麻原は、平成元年（1989年）頃、「真理の実践のためには、その障害となる者を殺すことも善業である」旨の、結果のためには手段を選ばない独善的な論理を説くようになった。こうした論理を背景に、麻原は、宗教法人格の取得に向けて障害となるとして、修行中に死亡した信徒の遺体を秘密裏に焼却したことを知っていた信徒を口封じのため殺害させたほか、宗教法人格の取消しを東京都に働き掛けていた弁護士を殺害させた。

さらに、麻原は、「理想郷」実現のためには政治力が必要であるとして、平成2年（1990年）2月の衆院選に麻原以下25人の幹部信徒が立候補したものの、全員落選し、加えて、全国各地で教団進出に対する反対運動も起きていたことから、武力によって現行の国家体制を破壊するしかないなどとして、サリンを始めとする化学兵器開発などの武装化を推進した。

そして、平成6年（1994年）以降、麻原は、スパイ嫌疑をかけた信徒を殺害させたり、

教団に批判的な弁護士、ジャーナリスト及び信徒の親族をVX等で襲撃させたほか、平成6年（1994年）6月に松本サリン事件、平成7年（1995年）3月には地下鉄サリン事件という、一般市民に対して化学兵器を使用する無差別大量殺人行為を敢行し、甚大な被害をもたらすとともに、我が国の公共の安全に重大かつ深刻な影響を及ぼした。

オウム真理教事件関連年表

S59. 2.14	「オウム神仙の会」設立	
S62. 7中旬	「オウム真理教」に改称	
H元. 2		信徒殺人事件
H元. 8.25	東京都による宗教法人認可	
H元. 11. 4		弁護士一家殺人事件
H 2. 2	衆院選に25人が立候補（全員落選）	
H 6. 1.30		信徒殺人事件
H 6. 5. 9		弁護士殺人未遂事件
H 6. 6中旬	我が国の行政機関に倣った省庁制を導入	
H 6. 6.27		松本サリン事件
	長野地方裁判所松本支部の裁判官を教団の松本支部・道場（当時）存続の障害であると決め付けた麻原の指示を受けた幹部信徒等が、同裁判官の宿舍を標的として猛毒の化学兵器・サリンを散布し、8人の死者と多数の負傷者を出した。	
H 6. 7.10頃		信徒殺人及び死体損壊事件
H 6. 12. 2～ H 7. 1. 4		VX使用殺人・殺人未遂事件
H 7. 2.28		公証役場事務長監禁致死事件
H 7. 3.20		地下鉄サリン事件
	首都中心部を混乱に陥れ、教団に対する強制捜査の矛先をそらす目的で、朝の通勤時間帯に、東京・霞ヶ関駅を通過する地下鉄3路線の5つの車両内において猛毒の化学兵器・サリンを散布し、13人の死者と多数の負傷者を出した。	
		地下鉄サリン事件・多数の緊急車両が出動した築地駅前 (写真提供：時事)
H 7. 5. 5		新宿駅青酸ガス事件
H 7. 5.16		都庁爆発物郵送事件
H 7. 5.16	麻原逮捕	

教団施設の周辺に居住する地域住民らによる抗議活動の現状等

教団施設の周辺に居住する地域住民らは、依然として、教団に対して恐怖感・不安感を抱いており、教団施設を抱える市区町を始めとする全国25の地方公共団体により組織された「オウム真理教対策関係市区町連絡会」は、1月27日、法務大臣及び公安調査庁長官に対し、オウム真理教問題の抜本的な解決に向けた法整備などを求める要請書を提出した。

また、全国各地で地域住民らが結成した協議会等が主催し、施設からの

退去や教団の解散等を求める集会やデモが実施されている。こうした抗議集会・デモは、平成29年（2017年）中、全国各地で地域住民ら延べ1,000人以上が参加して実施された。

さらに、施設周辺に居住する地域住民らは、観察処分の期間更新請求（6回目）に際し、観察処分の期間更新や団体規制法の存続・強化などを求める署名運動を実施し、10月27日、約27万筆の署名を公安調査庁長官に提出した。

なお、1月から11月末までの間、地域住民らとの意見交換会が19地域で延べ42回開催され、公安調査庁は、教団の現状や観察処分の実施状況などについて説明を行うなど、地

■平成29年における抗議集会・デモの実施概要（11月末まで）

対象施設	主催	実施日	動員数
生野施設	オウム真理教（現Aleph） 対策生野区民の会	2月13日	約70人
		4月10日	約50人
		5月 8日	約60人
		6月12日	約70人
		7月10日	約60人
		9月11日	約70人
		10月19日	約300人
		11月13日	約75人
足立入谷施設	足立入谷地域オウム真理教 （アレフ）対策住民協議会	3月25日	約150人
		6月20日	約180人
		11月26日	約150人
南烏山施設	烏山地域オウム真理教対策 住民協議会	5月13日	約140人
		11月11日	約140人
水口施設	甲賀市かしわぎ自治振興会	8月27日	約200人

域住民らが抱く恐怖感・不安感の解消に努めている。



教団施設の周辺に居住する地域住民らによる公安調査庁長官への署名提出（10月）